

種別	不動産取得税	県たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税	鉱区税		狩猟税	固定資産税	軽油取引税	自動車取得税					地方消費税
				別紙1のとおり	砂鉱を目的とする鉱区 200円	砂鉱を目的としない鉱区 200円			1klにつき 32,100円						
課税標準及び税率	取得した不動産の価格(土地又は家屋) 4%	売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき860円 ※紙巻たばこ3級品については1,000本につき551円	1人1日につき400円～(別表2による) 非課税措置 ・ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者 ・ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者 ・上記以外の障害者 ・国民体育大会のゴルフ競技参加者	別紙1のとおり 1,200円	面積100アールごとに 200円	採掘鉱区面積100アールごとに 600円	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円 ② 第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ③ 本年度の県民税の所得割を納める者 8,200円 ④ 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円	大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額 1.4%	軽油の数量 1klにつき 32,100円	50万円を超える自動車を取得した場合の税率 3% (ただし営業用及び軽自動車の税率 2%) ※ 低公害車・低燃費者の軽減措置 乗用車 対象・要件等 軽減措置の内容 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) 初めて新規登録を受けるもの 非課税 初めて新規登録を受けるもの以外 取得価額から45万円控除 燃費性能 排ガス性能 平成32年度燃費基準 達成 +10% +20% +30% +40% +50% ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む) 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減 初めて新規登録を受けるもの 20%軽減 40%軽減 60%軽減 80%軽減 非課税 初めて新規登録を受けるもの以外 取得価額から5万円控除 取得価額から15万円控除 取得価額から25万円控除 取得価額から35万円控除 取得価額から45万円控除					消費税額の17/63(消費税率に換算すると1.7%に相当)
	住宅以外の家屋 H18.4.1～H20.3.31までの取得 3.5%			・国民体育大会のゴルフ競技参加者 ・学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員				第二種銃猟免許を受ける者 ⑤ 5,500円 放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録 ①から⑤の税率の4分の1 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者の登録を受ける者 課税免除 許可捕獲等の許可を受け行った者又は許可捕獲等の従事者としての狩猟者の登録を受ける者 ①から⑤の税率の2分の1			バス・トラック(車両総重量2.5t以下) 対象・要件等 軽減措置の内容 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 初めて新規登録を受けるもの 非課税 初めて新規登録を受けるもの以外 取得価額から45万円控除 燃費性能 排ガス性能 平成27年度燃費基準 +5% +10% +15% +20% +25% ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減 初めて新規登録を受けるもの 20%軽減 40%軽減 60%軽減 80%軽減 非課税 初めて新規登録を受けるもの以外 取得価額から5万円控除 取得価額から15万円控除 取得価額から25万円控除 取得価額から35万円控除 取得価額から45万円控除 ※上記以外の自動車の軽減措置については、県ホームページなどでご確認ください。				
納期限等	通知書に定める期日	当月分を翌末日までに申告納付	当月分を翌月15日までに申告納付	5月20日～31日 随時分 登録のとき	5月20日～31日 随時分 通知書に定める期日		知事からの狩猟者の登録を受ける日	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月15日～25日 第4期 2月20日～末日	当月分を翌月末までに申告納入(納付)	登録又は届出のとき					譲渡者の申告納付は自分の間消費税と併せて国(税務署)に対して行う。 貨物の申告納付は消費税と併せて国(税関)に対して行う。
備考															